

「国民年金保険料」 納めるのが困難なときは…

■問合せ 国保年金課年金係 ☎029-885-0340(内)117

経済的な理由等で国民年金保険料（令和2年度の保険料は月額16,540円）を納めることが困難な場合には、申請により免除または猶予となる制度があります。

※任意加入者の方は、制度を利用することができません。

※免除・猶予とも所得制限があり、所得が一定額以下でなければ承認されません。ただし、離職者の方は申請の際にハローワーク発行の離職票を確認できれば、承認される場合があります。

全額免除制度・一部納付(一部免除)制度

本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下の方が対象となる制度で、所得に応じ保険料の全額、または一部（3段階に分かれます）が免除されます。

▼免除の割合と納付する額（令和2年度／月額16,540円の場合）

免除の割合	納付する額	免除の割合	納付する額
全額免除	0円	半額免除	8,270円
4分の3免除	4,140円	4分の1免除	12,410円

※一部納付制度の承認期間中に保険料を納付しなかった場合は、その未納額および免除額は通常未納した場合と同じ取扱いとなります。

※免除の割合に応じて、年金受給額も低額になります。



納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方が対象となる制度です。

承認された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には加算されますが、年金受給額には反映されません。

▶申請方法や所得制限の基準等、詳細については国保年金課年金係までお問い合わせください。

“ついでにパトロール隊”にご参加ください！

日常の散歩・ジョギング・買い物等で出歩く際に、村から貸与された防犯キャップおよび防犯ベストを着用していただき、不審な人物を発見した場合等は速やかに警察に通報していただけます。※ご自身に直接対応していただくことはありません。

◎参加の要件と登録 村内に在住または勤務する18歳以上の個人で週1回以上、散歩、ジョギング、買い物等に歩行により村内に出かける方が、美浦村ついでにパトロール隊登録申請書を生活安全課に提出してください。防犯キャップ、防犯ベスト及び笛を貸与します。

◎活動の方法 登録者は、日常における散歩、ジョギング、買い物等で村内を出歩く際に、登録時に貸与された防犯キャップ及び防犯ベストを着用して活動してください。不審な人物を発見した場合などは、速やかに警察に通報します。ご自身が直接対応はしません。

◆問合せ 生活安全課 ☎029-885-0340(内)214・215

